

相続財産管理手続きの流れ

① 相続財産管理人の選任の申立 → 予納金の納付

- ・ 申立人は、申立書や添付書類をそろえて家庭裁判所に対して相続財産管理人の選任の申立を行う。
- ・ 家庭裁判所は、申立の内容を確認し、申立に利益があるか、適法であるか等を判断する。併せて、相続財産が相続財産管理人の管理費・報酬に対して不足することが見込まれる場合は、予納金の振込みを申立人に指示する。(申立から1ヶ月以内程度)
- ・ 予納金の納付が不要な場合でも、申立に必要な費用(収入印紙、予納郵券、官報公告費用)は必要である。

② 相続財産管理人の選任

- ・ 家庭裁判所は、相続財産管理人選任の審判を下す。(申立から2ヶ月以内程度)
- ・ 家庭裁判所は、相続財産の管理人が選任されたことについて官報で公告する。

公告後、2ヶ月間相続人のあることが明らかにならない場合、③へ(民957①)

※申立に必要な費用の内、官報公告費用3,775円は、この手続きに使用される。

※相続財産管理人が選任された後の管理手続きに必要な費用や報酬については、相続財産から支出されるが、不足する場合は予納金から支出されることとなる。

相続財産管理人による管理・清算(②の後、随時行われる)

- ・ 相続財産管理人が行うことができる管理は、民法103条に基づく「保存行為」と、「利用・改良行為(物・権利の性質を変えない範囲内のみ)」に限定されている。
- ・ 上記以外の権限外行為を行う場合は、家庭裁判所に申立を行い、家庭裁判所の許可を得なければならない。なお、空き家の除却や任意売却は権限外行為である。

財産目録の作成(②の後、随時行われる)

- ・ 相続財産管理人は、被相続人の相続財産を調べ、財産目録を調製する。
- ・ 新しい相続財産が判明した場合は随時修正する。

③ 相続債権者・受遺者への弁済

- ・ ②の選任公告後、2ヶ月以内に相続人が明らかにならなかった場合、家庭裁判所は、相続債権者・受遺者に対し請求申出の公告・催告を行う。 **2ヶ月以上(民957①)**
- ・ 相続財産管理人は、公告期間(2ヶ月以上)後、相続債権者・受遺者へ弁済を行う。
- ・ 市区町村が相続財産に対し、固定資産税等の税債権や、略式代執行に伴う債権を持っている場合は、この公告期間中に家庭裁判所に請求申出を行う必要がある。

④ 相続人搜索の公告

- ・③の弁済を行った後、なお残余財産がある場合、家庭裁判所は、③の期間中に申し出の無かった相続債権者・受遺者に対し搜索の公告を行う。 **6ヶ月以上（民958）**
- ・公告から6ヶ月経過しても相続債権者・受遺者から申出が無かった場合、相続人不存在が確定する。

⑤ 特別縁故者への財産分与

- ・④の期間満了後、特別縁故者であると主張する者自らが、家庭裁判所に対し申立を行う。 **④の期間終了後、3ヶ月以内（民958の3②）**
※特別縁故者として財産分与を受けられるものは、生計を同じくしていた者、療養看護に努めた者など、家庭裁判所の裁量によって決まる。

⑥ 相続財産管理人に対する報酬

- ・⑤の財産分与が終了した後、相続財産管理人は、家庭裁判所に、報酬を付与するよう申立を行う。

⑦ 予納金の還付

- ・⑥で、相続財産管理人に対する報酬が付与された後、なお残余財産があれば、申立人に還付される。
- ・相続財産が十分あれば全額還付されるが、不足する場合は残額の範囲で還付される。

⑧ 残余財産の国庫帰属

- ・⑦の還付後、なお残余財産があった場合、相続財産管理人は国庫に帰属させる手続きを行い、管理は終了となる。